

2025年度

重要事項説明書

彩つばさこども園

彩つばさこども園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

事業者名称	社会福祉法人 博光福祉会	法人設立年月日	昭和 61 年 4 月 16 日
代表者氏名	理事長 桐山 博	認定こども園園長 廣岡 美津子	
法人・施設の所在地	大阪府河内長野市小山田町 448-2	大阪府吹田市千里丘北 1 番 14 号	
法人・施設の電話番号	0721-52-3888	06-6876-0283	
定款の目的に定めた事業	・幼保連携型認定こども園の運営（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）に基づく教育・保育施設の運営）		

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	彩つばさこども園		
施設の所在地	大阪府吹田市千里丘北 1-14		
連絡先	電話番号 06-6876-0283 FAX 06-6876-0383 園携帯番号 080-4642-3900		
管理者	園長 廣岡 美津子		
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより保育を必要とする小学校就学前児童		
利用定員	1号認定児	15人	
	2号認定児	72人	
	3号認定児	58人	
開設年月日	平成31年4月1日		

3 サービスの目的・運営方針

(1) 彩つばさこども園（以下「当園」という）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての0歳～就学前の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一時的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(2) 「当園」は以下の5つのメッセージを経営理念とする。

- 1、職員が互いに「笑顔」で成長できる「働き甲斐」ある環境をつくります。
- 2、ご利用者・ご家族のみなさんと同じ目線に立ち、「笑顔」と「快適で活力ある生活」を届けます。子どもと保護者に向き合い、「笑顔」と「成長を育む時間」を届けます。
- 3、「笑顔」で夢ある地域の未来を共に考え、育み合い成長できる施設運営を目指します。
- 4、日々切磋琢磨し、選ばれ続ける安心安全でより質の高いサービスを目指します。
- 5、法人として、「地域の未来」に向けて貢献していきます。

「当園」は、「すべての乳幼児に、今の時期だからこそその教育と福祉のあたたかさを」を合言葉に、こどもにとって、地域にとって、（夢ある）（笑顔のあふれる）（ふれあいのある）そんなことが当たり前の【やさしい家であること】を基本理念とし、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

(3) 「当園」は「児童福祉法」や「保育所保育指針」に基づき、さらには子どもの権利条約に明記される「子どもの最善の利益」を優先すると共に、保護者等と共に健やかな子どもの育成に努めること。また、常に子どもの最善の幸福を願う中で、保護者からの意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば説明し、子どもの「よりよい育ち、望ましい未来」のために、努力、研鑽することを保育方針とする。

(4) 「当園」は、日々保育の中で、我々人間の生活の根本をなす『衣・食・住』を十分に整備し、大切にすることを含めた保育目標を以下の通りとする。

「あたたかな心」 様々な人（物）と関係性をもち、触れ合う中の実体験（あたたかさ）から生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心を育む。

「かんがえる頭」 状況を分析し、自身で考え、時には友達と協力し物事をやりきり「成功体験」「感動体験」を味わうことで育む。

「たくましい体」 十分に体を動かし、体を動かすことの心地よさを味わうことはもちろん、毎日の生活習慣やしつけ『食育』を大切にしたあたたかい食事など、様々な『基本』を大切にすることから育む。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		2 3 1 2 . 3 7 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	1 1 1 2 . 0 9 m ²
園庭		7 6 7 . 5 5 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	初音組（0歳児クラス）、朱音組（1歳児クラス）
保育室	4室	笑音組（2歳児クラス）、夢音組（3歳児クラス）、遊音組（4歳児クラス）、翔音組（5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
ランチルーム	1室	
一時預かり室	1室	
職員室	1室	
相談室	1室	
会議室	1室	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

	常勤	常勤の資格	非常勤	非常勤の資格
園長	1名	幼稚園教諭、保育士資格		
主幹教諭	2名	幼稚園教諭、保育士資格		
保育教諭	20名	幼稚園教諭、保育士資格	15名	幼稚園教諭、保育士資格
事務員	1名		1名	
栄養士	1名	管理栄養士		
看護師	1名	看護師		
保育補助			2名	
学校医			2名	医師免許 歯科医師免許
学校薬剤師			1名	薬剤師

◎上記は予定人数です。法令の最低基準以上の職員体制を常に整えていきます。

職種	職務内容	員数	備考
園長	園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1名	
主幹保育教諭	主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。小学校接続に関して、小学校との連絡業務を行う。	2名	
保育教諭	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	20名	非常勤除く
事務員	園内の事務、庶務及びその他の業務を行う。	2名	法人内で兼務の場合有り
栄養士	栄養計算した献立を作成し、調理の指導とともに、給食及びおやつを調理する。	1名	法人内で兼務の場合有り
看護師	子どもの健康管理（体調不良等）、衛生指導、アレルギー対応等に従事する。	1名	
保育補助	保育教諭の補助を行う。	2名	

「当園」では「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例47条（以下「条例」という）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置すると共に、上記最低基準の人員数以上の職員を配置しています。

<各種類の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
事務員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
保育補助	正規の勤務時間帯（9：00～19：00）
看護師	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯（実働8時間）は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

● 1号認定児

① 1号認定子どもに対しては、以下の通り、学期を設定し、特定教育・保育を提供します。

- (1) 第1学期 4月8日から 7月20日
- (2) 第2学期 9月1日から 12月23日
- (3) 第3学期 1月8日から 3月23日

② 1号認定子どもに対しては、以下の日は休園日とし、特定教育・保育を提供いたしません。ただし、園が定める登園日は除きます。

- (1) 土・日曜日・祝祭日
- (2) 夏期休業 7月21日から 8月31日まで
- (3) 冬期休業 12月24日から 1月7日まで
- (4) 春期休業 3月24日から 4月7日まで
- (5) 土曜日の行事参加（運動会・音楽会・発表会等）に参加の場合は基本翌週月曜日を代休とする。

③ 1号児の保育時間は9時～13時とする（関連項目及び表参照）

※遠足等、園の都合により時間外の保育を行う場合もありますが、その際の費用は発生しません。

● 2. 3号認定児

① 2. 3号認定子どもに対しては、月曜日から土曜日まで特定教育・保育を提供します。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は除きます。

※その他特別な行事や災害等で休園することがあります。また、年に数回の保育協力日をお願いさせていただきます。

例)・行事後の午後保育

- ・お盆期間（基本8月12日から8月16日）、
- ・年最終日 12月28日
- ・次年度準備日 3月31日 等

※お盆等は暦により変更する場合がありますので、保育協力日のお願いは事前にお伝えいたします

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

● 1号認定児

- ・9時～13時

関連項目や提供時間表参照

● 2. 3号認定児

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、

7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

ただし、18時以降保育の必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(18時以降の保育の利用にあたっては、延長料金として別途利用者負担が必要になります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、

9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

ただし、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、8時から8時59分までと
17時1分から18時の範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(時間外保育の利用に当たっては、延長料金として別途利用者負担が必要となります。)

8 提供する教育・保育等の内容

幼保連携型認定こども園 教育・保育要領に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、特定教育・保育を提供する。2・3号認定子どもは当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供する。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 教育・保育時間内

- ・体育指導 (年間幼児クラス 33 回・乳児クラス 27 回) ※全園児週 1 回程度となります。
- ・栄養士による食育指導 (3 歳児以上月 1 回)
 - ※全クラス、日々の保育の中で食育を取り入れています
- ・ECC (幼児クラス対象で年間 14 回) ※月 1 回程度
- ・服育指導 (幼児組のみ年 2 回)
- ・誕生会・避難訓練・身体測定 (毎月 1 回)
- ・セイハダンスアカデミー (パパイヤキッズダンス)
 - (4 歳児 5 歳児対象で年間 12 回) ※月 1 回程度
- ・スイミング (4 歳児 5 歳児対象 6 月～11 月で 12 回) ※月 2 回程
- ・コネクト (幼児組 月 2 回 1 回 15 分程度)
 - ※文字・さんすう オリジナルワークブック を実施します。

教育・保育時間外

- ・つばさスポーツクラブ
- ・つばさサッカークラブ
- ・カワイ音楽教室
- ・こぐまチャイルド
- ・ECC
- ・セイハダンスアカデミー (パパイヤキッズダンス)

(2) 食事の提供

年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	10 時 45 分頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 45 分頃	15 時頃	1 号認定児は預かり保育利用時に午後間食を提供します。
4 歳児		12 時頃	15 時頃	1 号認定児は預かり保育利用時に午後間食を提供します。
5 歳児		12 時 15 分頃	15 時頃	1 号認定児は預かり保育利用時に午後間食を提供します。

※献立は毎月別途お知らせします。

※乳児の午前間食は牛乳の提供になります。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材がある場合は除去食及び代替え食にて対応しています。(医師の指示書が必要)

9 子育て支援事業

当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、保育参加、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 妊産婦相談・育児相談事業
- (2) 未就園児親子交流事業（子育てカフェ・園庭開放）
- (3) 一時保育事業

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料ほか、**別表に掲げる費用**を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 1号認定子どもに係る入園者決定方法

1号認定子どもについて、募集人員を上回る申し込みがあった場合は次の通り選考する。

(1) 小学校就学前子どもが利用定員の総数を超える場合においては、面接により選考する。

(2) 保育の必要性の程度の高いと認められる子どもが優先して利用できるよう選考する。

(3) 在園児

(4) 入園後、園内での区分変更【スライド】(1号認定⇒2号認定)はできません。

※同順位の優先枠の子どもで、募集人員を超える場合は、抽選によって入園者を決定する。

12 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- (4) 転園するとき

1.3 嘱託医

(1) 内科

医療機関の名称	たかぎこどもクリニック
医 師 名	高木 信明
所 在 地	吹田市岸部南1丁目17番26号22
電 話 番 号	06-6381-8341

(2) 歯科

医療機関の名称	田中歯科医院
医 師 名	田中隆雄
所 在 地	吹田市新芦屋上23-1メゾン千里丘2F
電 話 番 号	06-6878-6480

(3) 薬剤師

医療機関の名称	タンジョー薬局
薬 剤 師 名	奥井 浩子
所 在 地	豊中市新千里南町2-12-15
電 話 番 号	06-6871-9324

1.4 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等に速やかに連絡を行います。

1.5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知器	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・スプリンクラー	有
	・その他、カーテン、敷物、遊具等の防炎処理		有	
避難・消防訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			
災害時の避難場所	吹田市立千里北小学校	広域避難場所	万博記念公園	

1.6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

①	保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
	保険の内容	災害給付
②	保険の種類	あいおいニッセイ同和損害保険
	保険の内容	社会福祉施設賠償責任補償

1.7 要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 廣岡 美津子 主幹保育教諭 田中 美月 ・ご利用時間帯 9：00～18：00 ・電話番号 06-6876-0283 FAX 06-6876-0383 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	原 ウメ	電 話	06-6928-2828
		役職・肩書き等	社会福祉法人大阪婦人ホーム 子ロバ保育園

※ 当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.8 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は全て禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利目的活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

□ 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

<1号認定児>

【その他徴収金】

その他徴収金項目	金額	詳細
カードホルダー	1個 150円	I Dカードを首からかけるホルダーです
給食費	月額 6,000円	食材費・人件費・ガス・光熱費含む
おやつ費 (希望者のみ)	月額 500円	午後のおやつはすべて手作りします
プール使用料	1回 750円	4. 5歳児 6月～11月 月2回程度実施 【体調不良等でお休みの場合、徴収はありません。】
布団レンタル代 (お昼寝希望者のみ)	月額 1,290円	持ち帰り等のご家庭の負担や衛生面を考慮しレンタルを利用いただきます
教育内容充実費	月額 5,000円	ECC・体育指導・パパイヤ・行事費・保育教材費 等
日本スポーツ振興センター	年額 190円	全額295円のうち、園が105円負担します

※「行事にかかる費用」については、実費計算の上、毎月清算いたします。

※その他徴収金は、事前に保護者に説明・同意の上、徴収いたします。

【その他かかる費用】

制服（夏・冬）、体操服代	約 55,000円（物品料金表参照）
写真代	実費（希望者のみ）※ルクミーフォト
教材費（個人持ち教材費）	年度毎、個人持ち教材にかかる実費 (歳児によって異なる。2,000円～10,000円程度)

☆令和7年度から「紙おむつ（おしりふき）サブスクサービス」を導入いたします。

月額2,350円でご利用いただけます。 ※詳細は別紙参照

<2号・3号認定児>

【その他徴収金】

その他徴収金項目	金額	詳細
カードホルダー	1個 150円	I Dカードを首からかけるホルダーです
布団レンタル代	月額 1,290円	持ち帰り等のご家庭の負担や衛生面を考慮しレンタルを利用頂きます
主食費+副食費 (幼児)	月額 6,500円	完全給食とする為、徴収します 午後のおやつはすべて手作りします
プール使用料	1回 750円	4. 5歳児 6月～11月 月2回程度実施 【体調不良等でお休みの場合、徴収はありません。】
日本スポーツ振興 センター	年額 190円	全額295円のうち、園が105円負担します

※「行事にかかる費用」については、実費計算の上、毎月清算いたします。

※その他徴収金は、事前に保護者に説明・同意の上、徴収いたします。

【その他かかる費用】

制服（夏・冬）、体操服代	約 55,000円（物品料金表参照）
写真代	実費（希望者のみ）※ルクミーフォト
教材費（個人持ち教材費）	年度毎、個人持ち教材にかかる実費 (歳児によって異なる。2,000円～10,000円程度)

□ 延長保育に係る利用者負担金

何らかのご事情で基本保育時間を超えての保育。

- ・延長保育の利用には別途申し込みが必要です。園長の許可が出た方のみ利用可能です。
- ・申し込み書及び就労証明を確認させて頂き、基本、職場から園までの時間を加算し許可時間とします。許可された時間までにお迎えをお願いします。

◎徴収金の滞納について

2か月の滞納があった場合、休園措置とし、その後においても支払いがなかった場合は退園措置となります

延長・預かい保育料金

2025年度～

<延長利用は通勤時間・勤務時間から考えられるお迎えの時間と園長が認めた時間が適応される>

●標準2号・3号(保育時間7:00～18:00)

★月極の申し込みは前月に行う。(年度当初に行えば1年間有効)

★単発の延長利用には申請書は必要なし

★単発で利用していて途中から月極に変更する事はできない

★翌月から月極をやめる事も可能

7:00～18:00	18:01～19:00	19:01～
無償	500円／1回 6,000円／月極	700円／10分

●短時間2号・3号認定(保育時間9:00～17:00) ※育休含む

7:00～8:59	9:00～17:00	17:01～18:00	18:01～
500円／30分	無償	700円／30分	700円／10分

★月極設定は無し。

●1号(新2号)認定(9:00～13:00)

★8:50～9:00、13:00～13:15 保育料は発生しない

★午睡時間にかかると布団代(1,290円)・おやつ代(500円)が別途必要

通常	7:00～8:49	8:50～13:15	13:16～16:00	16:01～18:00	18:01～
	500／1回 6,000円／月極	無償	500／1回 6,000円／月極	500／1回 6,000円／月極	700円／10分

土曜日	7:00～8:49	8:50～18:00	18:01～
	500円／1回 3,000円／月極	2,000円／1回 6,000円／月極	700円／10分

★月極なし

春 7冬 月休み	7:00～8:49	8:50～16:00	16:01～18:00	18:01～
	500円／1回	1,500円／1回	500円／1回	700円／10分

8月	7:00～8:49	8:50～16:00	16:01～18:00	18:01～
	500／1回 6,000円／1ヶ月	1200円／1回 18,000円／1ヶ月	500円／1回 6,000円／1ヶ月	700円／10分

※給食代(6,000円)・おやつ代(500円)・教育充実費(5,000円)が別途必要

(春休み)3/24～4/7 (夏休み)7/21～8/31 (冬休み)12/24～1/7